資料3

都市計画マスタープラン改定スケジュール等

1 審議会

都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法に基づき設置。

2 所掌事務

市長の諮問に応じ、市が定める都市計画に関する事項などのほか、市長が都市計画上必要と認める事項について審議します。

3 都市計画マスタープラン

○都市計画法

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第１８条の２第１項　市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。

○都市再生特別措置法

（立地適正化計画）

第８１条第１項　市町村は、単独で又は共同して、都市計画法第４条第２項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画を作成することができる。

（都市計画法の特例）

第８２条　前条第２項第１号に掲げる事項が記載された立地適正化計画が同条第２３項の規定により公表されたときは、当該事項は、都市計画法第１８条の２第１項に規定により定められた市町村の都市計画に関する基本的な方針の一部とみなす。

※かっこ書等を省略
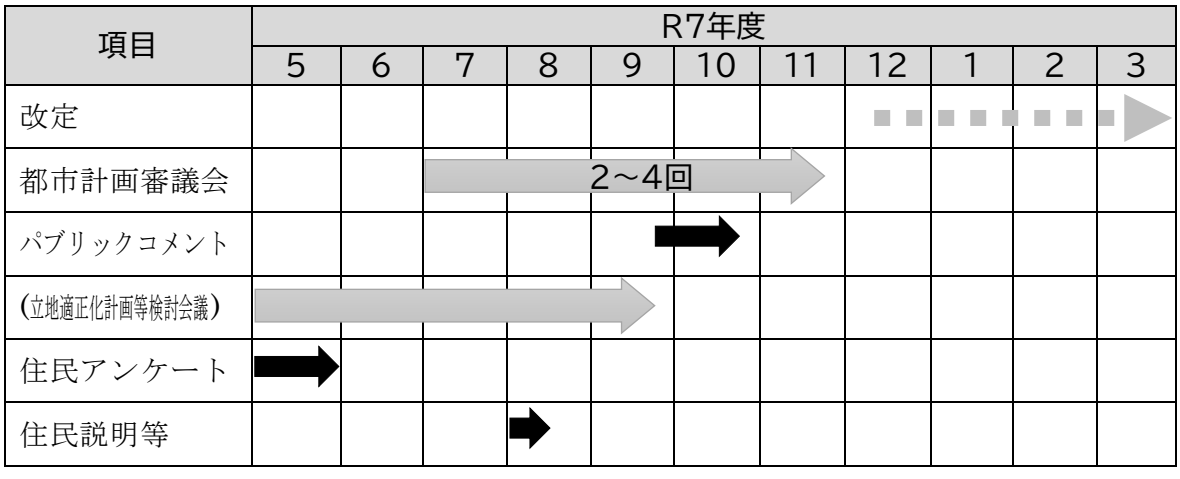
3 検討スケジュール